

飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託プロポーザル実施要領

飯塚市福祉部 生活支援課

令和5年8月

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
3	参加資格	1
4	本業務委託に関する所管・公募および、手続等の閲覧	2
5	選定方法	2
6	プロポーザル参加表明書の提出	4
7	質問方法	4
8	回答方法	4
9	提案書等の提出	5
10	事前審査	6
11	プレゼンテーション審査	7
12	審査結果の公表	7
13	契約の締結等	7
14	その他の留意事項	8
15	関係条文抜粋	
	地方自治法施行令	9
	飯塚市情報公開条例	10
	福岡県暴力団排除条例	11

1 目的

飯塚市子どもの健全育成支援事業は、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒に対し、家庭環境における養育上の何らかの課題が、子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという問題意識に立ち、学習支援及び生活指導等を実施するとともに、日常生活や進路等について相談や助言・指導を行うことにより、将来的な社会的、経済的自立心の涵養を目指すものである。

本要領は、「飯塚市子どもの健全育成支援事業業務」について包括的な業務委託とし、価格のみによる競争によらず、プロポーザル方式で実施することによって、企画力、技術力、専門性、創造性、実績等を勘案し、総合的な見地から判断して、当該業務の趣旨や事業内容を十分に理解したうえで、適切な対応ができる最適な事業者を選定するため、その手続きに必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託

(2) 業務内容

別冊「飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、実際の業務履行期間は令和6年4月1日からとし、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までは、業務の準備期間とする。

(4) 履行場所

飯塚市地内

(5) 概算見積限度額

21,693,000円（令和6年度7,231,000円、令和7年度7,231,000円、令和8年度7,231,000円）
（消費税及び地方消費税を除く。）

3 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者
- (2) 飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年4月1日飯塚市告示第28号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと及び他自治体で指名停止期間中でないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年10月19日福岡県条例第59号）に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）または、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 法人格を有し、かつ本委託業務を十分に理解したうえで業務を円滑に遂行できること。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 国または自治体において、生活や就労に関する相談支援業務、またはこれに類似する業務実績があること。
- (8) 福岡県内に本社、本店、支社、支店などの事業所を開設していること。
- (9) 個人情報保護に関する社内規程等を有していること。

4 本業務委託に関する所管・公募および、手続等の閲覧

- (1) 本業務の所管課は、飯塚市福祉部生活支援課とする。
- (2) 公募の期間および手続等に関する資料の閲覧は、令和 5 年 8 月 24 日（木）から令和 5 年 9 月 25 日（月）までとする。
- (3) 申請手続等に関する資料の閲覧場所
 - ・飯塚市ホームページに掲載 URL <http://www.city.iizuka.lg.jp/>

5 選定方法

飯塚市に「飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託プロポーザルに関する委託業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補事業者（1 事業者）を選定する。

(1) 主な日程

○公募の期間等

内 容	日 程
実施要領の公表	令和 5 年 8 月 24 日（木）
質問票提出期限	令和 5 年 9 月 7 日（木）午後 5 時 15 分まで
質問票回答期限	令和 5 年 9 月 13 日（水）
プロポーザル参加表明書提出期限	令和 5 年 9 月 25 日（月）午後 5 時 15 分まで
提案書等提出期限	令和 5 年 10 月 11 日（水）午後 5 時 15 分まで

※日程を変更する場合がある。

○審査等の日程

内 容	日 程
事前審査実施の有無連絡	令和 5 年 10 月 11 日（水）
プレゼンテーション審査開始時間通知	令和 5 年 10 月 19 日（木）
プレゼンテーション審査実施日	令和 5 年 10 月 27 日（金）
審査結果の通知	令和 5 年 11 月 6 日（月）頃

※日程を変更する場合がある。

(2) 評価項目

	評価項目	主な評価基準	配点
1	会社概要と業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務が可能な実績を有し、実施体制が整っているか。 ・安定的な業務運営の維持が確保できるか。 	5
2	本業務全体にかかわる工程計画	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨や内容等を踏まえ、条件及び内容を的確に反映した考え方が示されているか。 ・子どもの貧困に関する課題や生活困窮者自立支援法など必要な知識を有しているか。 ・子どもの健全育成支援事業の周知、広報の方法が示されているか。 	10
3	本業務の実施方法と実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務全般を適正かつ確実に遂行できる実施体制になっているか ・管理責任及び支援スタッフについては必要な人員を配置し、万全な責任体制を組むことができるか。また、その者の資格、資質、適正は妥当か。 ・学習支援を専門に行う社会人ボランティアなど配置することができるか。また、元教員資格者や支援経験のあるものなどの配置は可能か。 ・昼食提供や、レクレーション活動なども行える体制にあるか。 ・本市と十分に連絡調整や報告を行うことができる体制にあるか。 ・他者とのコミュニケーション能力の育成、社会常識の醸成、その他将来にわたる社会的自立を促していくことができる効果的な支援を企画・提供されているか。 	35
4	学習支援員等の確保と研修計画	<ul style="list-style-type: none"> ・学習力の把握方法、支援プログラムの内容、達成状況の評価方法が適切かつ具体的か。 ・学習支援員への研修やフォローアップ体制に対する具体的な内容が提案されているか。 ・本事業実施のための大学生ボランティアなど応援スタッフを確保することはできるか。 	20
5	個人情報保護の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・保護すべき個人情報理解されているか。 ・個人情報保護の観点等を踏まえた提案がされているか。 	10
6	業務推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応等、危機管理体制が整っているか。 ・業務遅滞等防止策が示されているか。 ・本市と十分な意思疎通が図られる体制が確保できているか。 	5
7	その他、特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績をもとに、仕様書とは別に特に重要とされる事項等が提案されているか。 	5
8	概算見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託金額が適正な概算見積額となっているか。 	10

6 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザル参加希望事業者は、「様式1 プロポーザル参加表明書」（以下、「表明書」という。）を下記の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- (1) 参加希望事業者は、提出期限（令和5年9月25日（月）午後5時15分必着）までに、表明書を飯塚市に郵送または持参すること。
- (2) 表明書を持参する際は、事前に下記の連絡先へ開庁時間内（開庁日の午前8時30分から～午後5時15分）に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

【提出先】

〒820 - 8501

福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所 本庁舎2階
福祉部 生活支援課

【連絡先】

電話 0948 - 22 - 5500 内線 1261 （担当 にしじま 西島）

- (3) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和5年10月11日（水）までに「様式2 辞退届」の提出により辞退を認める。
提出方法は、前号（2）と同様とする。

7 質問方法

本業務委託に関する質問は、「様式3 質問票」（以下「質問票」という。）に記入し、下記要領にて提出すること。なお、下記の要領以外での質問は一切受け付けない。

- (1) 質問票提出期限は、令和5年9月7日（木）午後5時15分までとする。
- (2) 質問は、質問票の様式を用いて電子メールで提出すること。
- (3) 電子メールのタイトルは、「プロポーザル質問票」とすること。
- (4) 質問票の形式は、Microsoft Word形式とする。
- (5) 質問票は電子メールに添付し、下記のメールアドレスへ送信すること。
- (6) 質問票送信後は必ず、下記の連絡先へ電話で送信した旨を連絡すること。

【送信先メールアドレス】

seikatsushien@city.iizuka.lg.jp

【電話連絡先】

電話 0948 - 22 - 5500 内線 1261 （担当 にしじま 西島）

8 回答方法

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けたすべての質問について、飯塚市ホームページに掲載し、参加希望事業者全社に下記の要領で電子メールにより回答する。

- (1) 電子メールの送信先は、質問票に記載されたメールアドレスに送信する。
- (2) 質問を行った参加希望事業者名は公表しない。
- (3) 質問が皆無であった場合は、その旨を電子メールにより通知する。

(4) 回答期限を過ぎても、電子メールが届かない場合は、前項の電話連絡先へ連絡をすること。

9 提案書等の提出

参加希望事業者は、下記の要領で提案書等の提出を行うものとする。

(1) 提出締切 令和5年10月11日(水)午後5時15分まで。

(2) 提出締切以降における提案書等の差替えおよび再提出は一切認めない。

(3) 提出方法 提案書等は飯塚市へ直接持参とし、事前に下記の連絡先へ開庁時間内(開庁日の午前8時30分から～午後5時15分)に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。

【提出先】

〒820 - 8501

福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所 本庁舎2階

福祉部 生活支援課

【連絡先】

電話 0948 - 22 - 5500 内線 1261 (担当 にしじま 西島)

(4) 必要書類(証明書類は、提出日以前3カ月以内に発行されたものに限る。)

ア 商業登記・法人登記簿謄本(写しでも可) 1部

イ 直近決算の財務諸表 1部

ウ 国税、県税、市税の納税証明 各1部

エ 印鑑証明書 1部

オ 会社概要がわかるパンフレット(パンフレットがない場合はA4版1枚に会社概要をまとめたものでも可とする。) 1部

カ 「様式4 役員名簿」 1部

※アイウエカについては、名簿登載者は提出不要。

(5) 提案書

【作成要領】

ア 提案書は、表紙・目次・本編で構成する事。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。

イ 提案書には、事業者名及び代表者、所在地(市町村名は可)等の明らかに事業所名が推察できるような表記を一切しないこと。

ウ 下記の【提案書に記述する内容】を順番どおりに記載すること。

エ 本編はA4長辺閉じ10ページ以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えない。

オ 文字は、11ポイント以上を使用し、フォントはゴシック体とする。

カ 部数は正本1部、副本9部とする。

キ 表紙は、「飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託に係る提案書」と記述し、正本にのみ事業者名、代表者名を記載し、代表者印の押印をすること。

【提案書に記述する内容】

ア 会社概要と業務実績

- イ 本業務全体に係る工程計画
- ウ 各業務の実施方法と実施体制
 - ◎ 事業制度に対する理解
 - ◎ 学習力を身に付ける支援
 - ◎ 生活習慣を身につける支援
 - ◎ 利用促進と継続的な利用のための支援
 - ◎ 業務実施体制
- エ 学習支援員の確保と研修計画
- オ 個人情報保護の対策
- カ 業務推進体制
- キ その他、特記すべき事項

(6) 概算見積書

- ア サイズはA4サイズとし、様式は任意とする。
- イ 提出部数は、正本1部、副本9部とする。
- ウ 提案書と同様に、正本にのみ代表者印の押印すること。副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。
- エ 費用総額を示すとともに、各年度で主な工程ごとに積算項目別に費用の内訳を示すこと。
- オ 費用はすべて、税込、税別をそれぞれ記載すること。
- カ 提案書の内容を適切に反映すること。

(7) 欠格事項

概算見積書提案書等の提出等が、下記のいずれかに該当する場合は、当該参加希望事業者を失格とする。

- ア 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- イ 記載された事項が【作成要領】および【提案書に記述する内容】に適合しない場合
- ウ 記載を求められた事項の全部または、一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 概算見積限度額を超えている場合

10 事前審査

参加希望事業者が、おおむね5社以上となった場合は、プレゼンテーション審査対象者を4社程度に絞り込むために事前審査を実施する。事前審査は提案書等に基づいて、選定委員会が審査し決定する。なお、参加希望事業者数によっては事前審査を行わない場合がある。

事前審査項目については5(2)の評価項目3から5までとする。(共通)

- (1) 事前審査実施の有無連絡 令和5年10月11日(水)までに電話により連絡する。
- (2) 実施日 令和5年10月18日(水)
- (3) 結果通知 令和5年10月18日(水)午後5時15分までに事前審査通過者のみ電話により連絡し、後日、参加希望事業者全員に書面により結果を郵送する。

採点結果が満点の6割に満たない場合は、失格とする。
同点となった場合は、評価項目3の点数上位者を選定することとし、さらに同得点の場合は、令和5年10月18日（水）の午前中に対象事業者により、くじ引きを行う。

11 プレゼンテーション審査

事前審査通過者のプレゼンテーション審査を実施し、選定要領に基づいた審査の結果、合計点が最も高い参加希望事業者を受託候補事業者とする。

- (1) プレゼンテーション審査開始時間通知は、令和5年10月19日（木）午後5時15分までに実施場所と合わせて、電話および電子メールにより通知する。
- (2) 原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- (3) 参加人数は2名以内とする。（説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。）
- (4) プレゼンテーションに使用する機器について、パソコン、スクリーン等を使用する際は飯塚市と事前協議することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。
- (5) 審査時間は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内の合わせて30分以内とする。
- (6) プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- (7) 審査中に事業者名を公表しないこと。公表した場合は、減点の対象とする。
- (8) 採点結果が満点の6割に満たない場合は、失格とする。
- (9) 審査結果は、令和5年11月6日（月）頃、参加希望事業者全員に書面により通知する。
- (10) 審査の経緯・内容に関する問い合わせは、一切回答しない。

12 審査結果の公表

審査の結果については、飯塚市ホームページに以下の内容で公表する。

- (1) 受託候補事業者の名称、所在地、総得点
- (2) 受託候補事業者以外の総得点（社名等は、非公開とする。）

13 契約の締結等

本業務委託の契約については、以下の内容で飯塚市契約規則に基づき、受託候補事業者と締結する。

- (1) 契約締結前に、飯塚市と受託候補事業者の間で提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 受託候補事業者は、本業務委託の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (3) 受託候補事業者は、飯塚市契約規則に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。
- (4) 受託候補事業者が、契約を辞退したときまたは、特別な理由により受託候補事業者と契約締結ができない場合は、「11 プレゼンテーション審査」で順位付けした参加希望事業者の順に契約交渉を行うものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成および、提出等それらに係る費用の一切は参加希望事業者の負担とする。
- (2) 本要領に基づいて提出される提案書等に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、他の用途には使用しない。
- (5) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第8条第1項第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (6) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加希望事業者が負うものとする。
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

15 関係条文（抜粋）

※地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四條の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(昭三八政三〇六・全改、平一二政三七・平二〇政二五・平二六政三四五・一部改正)

（指名競争入札の参加者の資格）

第六十七條の十一 第六十七條の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第六十七條の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第六十七條の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(昭三八政三〇六・全改)

※飯塚市情報公開条例

(適用除外)

第 8 条 実施機関は、公開請求に係る情報が次の各号のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。

(1) 私的生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、公開することにより、当該個人の権利、利益、名誉、幸福又は生活を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の定めるところにより、何人も閲覧することができることとされている情報

イ 公表することを目的とし、又は予測して作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 公務員の公務遂行に関する個人の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(2) 法人その他の団体(国、地方公共団体及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動により人の生命、健康、生活、財産又は環境の保護に影響を及ぼすおそれのある情報であって、公開することが必要であると認められるもの

イ 違法又は著しく不当な事業活動により消費生活その他住民の生活の安全に影響を及ぼすおそれのある情報であって、公開することが必要であると認められるもの

ウ ア及びイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

※福岡県暴力団排除条例

第四章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

(利益の供与等の禁止)

第十五条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をすること。

二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第十六条 事業者は、前条第一項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(事業者の契約時における措置)

第十七条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結するときは、当該事業に係る契約において、次に掲げる旨の全てを定めるよう努めるものとする。

一 当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明したときは、当該事業者は、催告をすることなく当該事業に係る契約を解除することができる旨

二 当該事業に係る契約の相手方が当該事業に関連して締結する売買、貸借、請負その他の契約(以下この号及び次項において「関連契約」という。)の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明したときは、当該事業者は、当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる旨

三 前号に規定する求めに対し、当該事業に係る契約の相手方が正当な理由がなくこれに応じないときは、当該事業者は、当該事業に係る契約を解除することができる旨

3 前項各号に規定する場合においては、当該事業に係る契約を書面により締結した事業者は、速やかに当該事業に係る契約を解除し、又は当該事業に係る契約の相手方に対し、当該関連契約の解除その他の

必要な措置を講ずることを求めるよう努めるものとする。

(平二三条例三四・全改)

(建設工事に係る通報義務)

第十七条の二 次に掲げる者は、建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下この条において同じ。)に関し、暴力団員であること又は暴力団と関係を有することを告げ、又は推知することができるような言動を用いて行われる不当な要求その他の暴力団関係者又は暴力団の威力を利用した者からの不当な要求を受けたときは、県に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

一 建設工事の注文をし、又はしようとする者

二 建設工事を請け負い、又は請け負おうとする者

三 建設工事に関連する資材その他の物品の納入をし、又はしようとする者

四 建設工事に関連する役務の提供をし、又はしようとする者

(平二三条例三四・追加)

(自己の名義の利用をさせることの禁止)

第十七条の三 何人も、情を知って、暴力団員に当該暴力団員が第十八条の二の規定に違反することとなる自己の名義の利用をさせてはならない。

